

市川中学校 学校・家庭・地域連携推進協議会 会則

第1条（名称）

この会は市川中学校「学校・家庭・地域連携推進協議会」といい、事務局を市川中学校に置く。

第2条（目的）

この会は、学校、家庭、地域の相互の信頼を基礎に、連携を密にし、共通理解を図り、補完しあい、市川中学校生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条（活動）

この会は、前条の目的を達成するために、この会で決定された事項を、各団体に徹底するように連絡・指導するとともに、市川中学校生徒の健全な育成を図るための諸活動を行う。

第4条（組織）

この会は、設立趣旨、目的に賛同する次の団体の市川地区の代表者で組織する。

- | | | |
|----------------|---------|------------|
| ○社会教育委員会 | ○スポーツ協会 | ○町民会議（育成会） |
| ○民生児童委員・主任児童委員 | ○保護司会 | ○交通安全協会 |
| ○シニアクラブ | ○公民館 | ○女性団体連絡協議会 |
| ○地域協力者 | ○市川中学校 | ○市川中学校PTA |
| ○市川中学校生徒会 | | |

第5条（役員）

この会に、次の役員を置く。役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 会長 1名 ○副会長 若干名 ○専門部長 各1名 ○専門部副部長 各2名 ○幹事 若干名

第6条（役員の選出）

会長、副会長、専門部長、幹事は理事会で選出し、総会で承認を受ける。

幹事は、市川中、市川中 PTA 代表から選出する。

専門部副部長は、専門部会で選出し、そのうち1名は市川中学校職員とする。

第7条（役員の任務）

役員の任務は、次の通りとする。

- 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
- 専門部長は、専門部を代表し、部務を統括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はこれに代わる。
- 幹事は会長の命を受けて、会務を処理する。

第8条（機関）

この会に、次の機関を置く。

○総会 ○理事会 ○専門部会

第9条（総会）

総会は、協議会員で構成し、役員の承認、予算の議決、決算の承認、活動計画の決定、会則の改正、その他重要な案件の決定を行う。

第10条（理事会）

理事会は、会長・副会長・専門部長・専門部副部長・幹事で構成し、役員の選出、活動計画の審議、予算・決算の審議、会則改正案の審議、総会から委任された事項の処理などを行う。

理事会の議長は会長が務める。

第11条（専門部会）

専門部会は、全協議会員で構成し、総会決定事項の遂行にあたる。

専門部会は、広報研修部・環境整備部・体験学習部の3つの部会をもって構成し、所属は理事会で決定する。

専門部の議長は、専門部長が務める。

第12条（会議）

総会は、年1回開催し、また、理事会および専門部会は必要に応じて、会長が招集する。

第13条（顧問）

この会には、顧問を置くことができる。顧問の選出は理事会で行い、総会の承認を受ける。

第14条（経費）

この会に必要な経費は、市川中学校が負担する。

会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第15条（会則変更）

この会則は、総会の承認を得て、変更することができる。

附則1 この会則は、平成5年3月12日から施行する。

2 この会則は、平成5年5月27日から施行する。

3 この会則は、平成6年6月20日から施行する。

4 この会則は、平成25年7月5日から施行する。

5 この会則は、令和元年7月5日から施行する。（名称変更）

6 この会則は、令和6年7月10日から施行する。